

教育研究等環境整備

法人は、本規程に定める組織の規模に応じ、必要にして十分な広さの校地・校舎等を配備するとともに、教育研究等の環境整備については、学生および教職員が学習および教育ならびに学術研究に専念できるよう、安心かつ快適な環境を整備することを基本方針とする。

(学校法人聖路加国際大学組織規程第11条)